

臨時福祉給付金および 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金が始まります！

詳しくは個別通知
および折込チラシ
をご覧ください！

【対象者】①臨時福祉給付金

平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方

②障害・遺族基礎年金受給者向け給付金(年金生活者等臨時福祉給付金)

①の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方

【集中受付期間】・8月29日⑧から9月4日⑨まで(9月3日④は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで
(8月31日⑩は午後7時まで)

・休日受付：9月4日⑨ 午後8時30分から午後5時15分まで

※上記期間以降は、11月30日⑪まで受け付けを行います。

【受付場所】小野町役場第2会議室

☎健康福祉課 ☎72-6934

9月から新たな 制度を試行します！

小野町タクシー利用料金助成制度

町では、今後高齢者を中心とする交通弱者(自家用の交通手段を持たず、外出する際に公共交通機関しか移動手段がない方)などが増加することが予想されるため、対象者のタクシー利用料金の一定額以上を助成する制度を、9月から試験的に実施します。

対象者や利用条件などは右表および下表のとおりです。

ご不明な点は、お気軽に企画政策課までお問い合わせください。

☎企画政策課 ☎72-6939

○対象者・実施期間

対象者	町民で、次のアからエのいずれかに該当する方 ア 65歳以上の方(平成28年12月31日現在) イ 障がい者 (身体1級・2級、精神1級、療育手帳交付者) ウ 妊娠中または出産後1カ月以内の方 エ 運転免許証自主返納者 ※イの方には町から「対象者証」をお送りします。 ※ア・ウ・エの方は町へ申請してください。
実施期間	9月1日から10月31日まで ※状況に応じて延長する場合があります。

○使用方法・利用条件

使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗車時に、「対象者証」を運転手に提示してください。 ・料金が800円を超えた分を町が補助します。 <p>(例①)料金が1,200円だった場合…800円が自己負担となり、400円は町が負担します。 (例②)料金が800円以下の場合…通常どおり全額自己負担となります。 ※通院や買い物、趣味などの目的のための助成となりますので、趣旨に沿ったご利用をお願いします。</p>
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ①午前7時から午後9時までの乗降車であること。 ②乗降車地がどちらも町内であること。(町外は対象外) ③既存のバスや鉄道と重複しないルートであること。 (駅から駅、バス停からバス停までの乗者は対象外)
その他	助成の対象となるのは「小野町観光タクシー」および「羽場タクシー」を利用した場合に限りますので、タクシーご利用の際にはご注意ください。